

註 (1) 鶴見祐輔・後藤新平 第一卷(昭一二・四)二四八―五一頁

(2) 同 二五四頁

(3) 同 二四八頁

(4) 同 二七一―八〇頁

(5) 同

二七一―八〇頁

(2) 「國家衛生原理」に現はれた社會政策的救療制度論

新平は、其の後明治十六年一月二十五日、二十七歳の時、始めて内務省衛生局に出仕し、次いで同十九年内務四等技師となり、長與衛生局長の有爲なる幕僚として局務に参畫するの重責を負へるにもかゝらず、衛生に關する三著述を完成してゐる。其の一は明治二十年九月に完成せる『普通生理衛生學』であり、其の二は明治二十二年八月の出版になる『國家衛生原理』であり、其の三は翌二十三年九月に世に現はれた『衛生制度論』である。

此の三著中『國家衛生原理』は、新平の世界觀、人生觀、社會、國家觀を最も鮮明に現はしたものであり、又彼の長き政治生活の根柢となつて其の思想が貫いてゐたと稱されてゐるところのものであつて、明治二十五年第二版を、大正十二年第三版を刊行するに至つた程、廣く普及されたものである。本書については、鶴見祐輔氏の『後藤新平』や信夫清三郎氏の『後藤新平』傳に夫々詳述されてゐるところなるを以て、詳細に互る内容の検討は暫く措き、救療制度に關聯して些か述べることにするが、然しそれが爲めには彼の社會觀、國家觀について先づ知らねばならない。

新平の社會觀、國家觀は、ダーウキンの進化論の上にも建てられたものであつて、その生物學的進化論を社會學に適用したるものが本『國家衛生原理』であることは、鶴見氏や信夫氏の等しく説く如くで、『國家衛生原理』の左の一文

はよく之を示してゐる。⁽⁹⁾
「今や生物世界ニ於テ生存競争ノ道須臾モ絶ルコトナク適者生存ノ理須臾モ離ル可ラサルノ説ハ當世ノ諸家學ヲ肯許スル所ナリ故ニ苟モ生ヲ有スルモノハ競争ノ攻撃ニ抵抗シ若クハ之ヲ剋制シテ適當ノ給養生殖ヲ營ミ得ルニ非スルハ

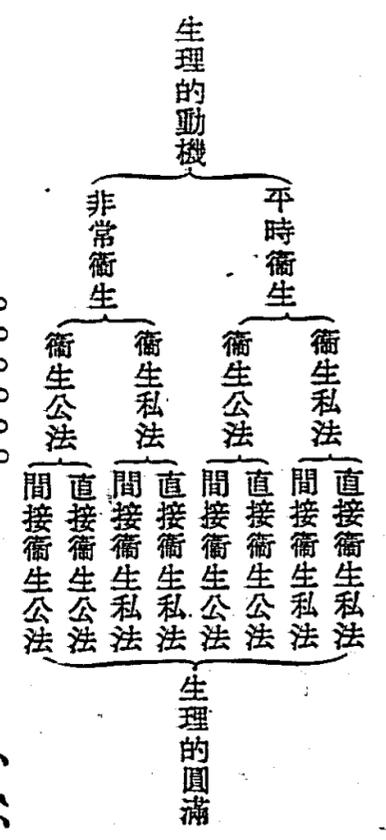
其生存ヲ全クスルコト能ハス獨人類ニ至テ何ゾ然ラサルノ理アラヤ人類モ亦實ニ生物ノ一ナリ蓋シ人類ノ生存競争ニ於ケルヤ其生活ヲ侵襲シ來ル所ノ種類夥多ナリト雖モ要スルニ幽現ノ二體即形而上ト形而下トニ過キス故ニ人類畢生ノ行爲ハ殖産貿易ト云ヒ道德經濟ト云ヒ學術工藝ト云ヒ忠君愛國ト云ヒ千差萬態ニ涉ルカ如キモ皆此幽現二體ノ侵襲ニ抵抗シ若クハ之ヲ剋制シ若クハ其平和公正ヲ維持シテ給養生殖ヲ營ミ以テ心體ノ健全發達ニ満足ナル生活境遇即生理的圓滿 (Physiologische Integrität) 生理的圓滿トハ神心及五官ノ感覺肢體ノ動作生殖給養ノ機能能健全ニシテ外來ノ害因ヲ節制シ生活上不足ナキヲ謂フ ヲ享有セントスル目的ニ外ナラス。○中 余ヲ以テ之ヲ見レハ人類ハ生理ニ準テ形神ノ生活上 (即身體上ニモ精神上ニモ) 圓滿ヲ享有セントスルカムヘキモノナリ而シテ其本源ハ各人ノ自體ニ固有セル一種ノ天性即生理的動機 (Physiologischer Trieb) ○割ニ發ス是レ生物固有ノ力ニシテ一ニ衛生的動機ト名ク

之によつて見ても明らかなる如く、人類の目的は生理的圓滿を享有せんとするにあつて、其の生理的圓滿を享有せんとする⁽⁹⁾は、各人固有の天性たる生理 (衛生) 的動機に發するものであるとしてゐる。而して此の生理的動機により人類は「相互協力保護ヲ主眼トシ初メテ一國ノ社會ヲ結成」するに至つたもので、人類社會はその生理的圓滿を享有する方法として衛生法を講ずるものとしたのである。即ち云ふ。

「衛生法トハ生理的動機ニ發シテ生存競争自然淘汰ノ理ニ照準シ人爲淘汰ノ力ヲ加ヘテ生理的圓滿ヲ享有スルノ方法ヲ總稱スルモノナリ衛生ハ國ノ要素死生ノ地存亡ノ道察セサルヘカラサルナリ」⁽¹⁰⁾

と、かゝる見解からすれば國家は一種の衛生的團體たるに過ぎないわけで、事實彼は「惟フニ國家ハ其至尊ナル生活分子即人類ヨリ成レル衛生的團體ニ外ナラス今國家ナル衛生的團體ノ機能ヲ以テ一ノ地球ニ營フレハ其中心軸ハ衛生ニシテ其一極ハ生理的動機ナリ其他極ハ生理的圓滿ナリ而シテ一半球ハ平時衛生法ニシテ他半球は非常衛生法ナリト假想シテ可ナリ左ノ系譜ハ容易ニ其意ヲ知ラシムルニ便スル者ナリ」

第二節 醫療保護機關必要論と其の設立運動



此系譜ニ由テ之ヲ觀レハ平時衛生私法ニ二種ノ別アリ一ハ直接衛生私法ニシテ其意味至テ狭シ故ニ狹義(又ハ固有又ハ局意)衛生私法ト名ツク所謂養生法是ナリニハ間接衛生私法ニシテ其意味極メテ廣シ故ニ廣義(又ハ汎意)衛生私法ト名ツク各人ノ修ムヘキ道德、學術、農商、工業等ノ事是ナリ平時衛生公法ニ二種ノ區別アリ一ハ直接衛生公法ニシテ其意味至テ狭シ故ニ狹義(又固有)衛生公法ト云フ所謂衛生制度(即衛生事務及衛生警察)是ナリニハ間接衛生公法ニシテ其意味極メテ廣シ故ニ廣義(又ハ汎意)衛生公法ト云フ政府ノ立法、行政等之ニ屬ス即上下院、内外務、農商務、教育、司法、兵事等ヲ包含ス

と述べて、國家を以て一箇の「衛生的團體」と觀じ、斯かる國家觀から出發して國家の機能たる國政を論ずるに當つても衛生を中心として考察してゐる。而して其の衛生を分ちて間接衛生(公法)と直接衛生(私法)となし、間接衛生とは一般の立法、行政を包含するものとし、直接衛生とは普通にいふ衛生、所謂固有衛生なりとしたのである。従つて萬般の國政は衛生なる一語に包攝されるわけで、彼は衛生を以て經國済民の根幹としたのである。即ち左の如く

「夫レ人體的國家ハ其細胞タル各人ノ生理的動機ニ由テ成立ス國家ノ機能ハ之ヲ總稱シテ國務ト謂フ乃國家ノ一大衛

生機務ナリ更ニ之ヲ大別スレハ二類トナル一ハ間接廣義ノ衛生制度即行政ナリ一ハ直接狹義ノ衛生制度即固有衛生公法ナリ。○中

抑○國家職務ノ目的ハ如何ト云フ問題ニ關シテハ各國碩學討議ヲ悉シ其目的ハ德義ヲ實行シ國民ハ安寧幸福ヲ進メ權利秩序ヲ保護スルニ在リト云フニ至レリ然レトモ此問題ヲ尙一層精密ニ分析シテ國家ノ組織ハ人類ノ如何ナル動機ニ發シ且何等ノ目的ニ在ルカヲ推究シタルノ後此問題ニ答テ國家ノ組織ハ人類ノ生理的動機ニ發シテ其目的ハ生理的圓滿ヲ享有セントスルニ在リト云ハハ其答辭更ニ簡明ニシテ精確ナルヘシ何トナレハ德義ヲ實行スルモ畢竟生理的圓滿ヲ得ンカ爲メナリ國民ノ安寧幸福ヲ進ムルモ又權利秩序ヲ保護スルモ皆然ルヲ以テナリ

然るに此の衛生體なる國家は、之を構成する各人が自己の生理的圓滿の享有を個々に追求する結果、國家としての有機的調和が破壊されることがある。それは富の偏在に基因する中間階層の減少に依ることが最も大であるから、かゝる場合には國家は、有機體としての繁榮存立の爲めに調整策として間接、直接の衛生公法を實施するの必要があると、次の如く説くのである。

「人類社會ノ智能増進スルニ隨テ人權漸ク伸暢シ其生存ニ適スル所ノ者ヲ擇ムコト益々鋭ク進取競争ノ勢ヒ愈々盛ナリ富者日ニ益々富ミ貧者日ニ益々貧ク遂ニ資本家ト勞力家ノ懸隔ヲ生ス資本家ハ勞力家ヲ役シテ止マル所ヲ知ラス或ハ時々其行爲ノ不常貪欲ニ涉リ且ツ天然ニ背反スルモノアリ一方ニハ之ヲ矯正セントスルノ極遂ニ枉ヲ矯メントシテ直ニ過ルノ理論行ハレテ破壞過激人心ヲ動搖セシムル等ノコト屢々之アルニ至ル。○中

此時ニ方テ政府ハ益々公衆ノ健康福壽ヲ保護スルノ職務ヲ執行セサルヘカラス即奪賊、強盜、強姦、復讐、奴隸販賣、背教死刑ノ保護及軍備ヲ設クル等百般ノ凶働ニ警衛ヲ加ヘ(政府ノ陰性職分)其他多少教育、殖産、興業等(政府ノ

陽性職分)ヲ計畫スルニ在リ此等ハ皆廣義ノ衛生公法ニ屬スルモノナリ人口稠密トナルニ隨テ理學力ノ人ヲ襲フコト
(例之ハ都府空氣ノ不潔、微菌増殖等ノ如ク)漸ク猛烈トナルカ故ニ吾人ハ之ニ抵抗競争スルノ制ヲ講セサルヲ得サ
ルニ至ル之ヲ狹義衛生公法ノ本分トス

斯くの如く國務即ち衛生なりと見解し、更に有機體としての國家の調整を圖る爲めに社會政策的衛生行政實施の必要
を説く彼は、進んで直接衛生(公法)即ち固有衛生制度について論じ、其の中に於いて衛生制度と理財の關係に言及し
てゐるが、國民が個人として支出する衛生費の膨大なることを指摘し、其の巨額の個人衛生費の幾分を割いて國家又は
自治體等の公衆衛生費を充實することが、國民經濟上將又個人及び國家の存立上最も有益なりとし、今日の所謂社會衛
生の必要を左の如く説いてゐる。

「○上、國家ノ經費増ストキハ隨テ税額ハ負擔ヲ重クスト雖モ却テ之カ爲ニ國民經濟上即一個人ハ支出ヲ減少シ遂ニ各
人ヲシテ衛生費ノ至當ナル所以ヲ了知セシメ又行政事務ヲ盛大ニスルニ至ルナリ之ヲ他言スレハ公衆衛生ノ支出増加
ハ一個人疾病ノ支出及消耗ヲ減少スルヲ以テ財政上衛生費總額ノ増加スルニモ拘ハラズ國民各自ノ支出ニ於ケル負擔
ハ之カ爲メニ増加ヲ見サルナリ

此辯證ハ統計學ニ於テ公衆衛生費ノ増加ニ反シテ各個人ノ疾病及死亡ノ減少ヲ來スコトヲ以テ明ナリ」

かくして、彼は早くも防貧的見地より社會衛生施設の必要を力説してゐるが、續いて此の社會衛生施設を收入の如何
により之を三つに分ち、收入の三源として埃太利シユタイン博士の説を左の如く祖述してゐる。

「第一源ハ一個人ニ由テ成ルモノナリ其一ハ某ノ衛生事業ニ對シ一時ノ寄附其一ハ永久衛生ノ目的ニ對シ一定ノ資本
ヲ投スルモノ所謂衛生慈善社ニシテ極メテ社會ニ重要ナルモノナリ。

第二源ハ自治體ノ施設ナリ即チ府縣郡市町村及組合ニ於テ衛生事業ノ爲メニ施設スルモノ是ナリ世間或ハ自治體トハ

府縣郡市町村ノ自治トノミ解スルモノ多シ同業組合モ亦實ニ第十九世紀ニ起リタル自治制ノ一ナリ例之工業組合、各
商業組合等ノ如シ此組合仲間ハ一大營利會社及行政會社ナレトモ漸ク衛生救助ノ主義ヲ獨立ニ經營セントスル制ヲ設
クルニ至レリ此組合ニ於ケル餘金ノ種類其額ノ多少及其管理方等ハ較近大ニ進歩シ全ク從來ノ自由ナル組織ヲ變シ法
律的ノ明文ニ依テ餘金及管理方ヲ定メントスルノ勢ニ至レリスタイン氏ハ此ノ如クシテ始テ氏ノ所謂自治ノ兩制即チ
地方自治制ト會社自治制トノ實施セラレタルモノナリト謂ヘリ

第三源ハ國家ナリ國家ハ其ノ收入中ヨリ永遠ノ施設機關及法規ヲ制定シ全國衛生法ヲ監督シ又危急ノ秋ニハ國費ヲ以
テ干涉シ或ハ各種ノ方法ヲ以テ間接ニ慈善社及自治體ヲ補助スヘキモノナリ」

即ち個人の設立にかゝる衛生慈善社即ち慈善救済を主とする施療病院の如き施設と、自治體の施設としての府縣郡市
町村及び各種組合立にかゝる衛生施設と、國家の衛生施設との三者について述べ、更に此の三源の夫々有する固有の使
命を祖述して

「此三源ハ各固有ノ機關アリ又職務アリ互ニ相同シカラス沿革上ノ事實ニ照考スルニ救助及療養ヲ以テ慈善社及自治
體ノ盡スヘキ所トシ政府ハ只救助療養ノミナラス國家全體ノ衛生ノ方法即チ法律ノ制定及監督ヲ掌ルヘキ所トナレリ
然レトモ自治體ノ職務ハ豈營救助及療養ノミナランヤ保險法衛生改良法其他各般ノ事モ其職務ニ屬スヘキナリ此點ニ
於テハ自治模範ノ名アル英國自治體ニ於ケル衛生上ノ經營ハ宜ク照考スヘキ位價ヲ有スルモノナリ
スタイン氏ハ慈善社、自治體及政府ヲ以テ衛生上最要ノ機關トシ之ヲ三衛生體ト稱セリ」

と説き、此の三者の相互扶助的發達によつて、衛生體としての國家全體が發展を遂ぐるに至るべきを示してゐる。

註 (1) 鶴見祐輔・後藤新平第一卷(昭一二・四)二九七頁

(2) 同 三二九頁

(3)	同	三五二頁
(4)	同	三五四頁
(5)	後藤新平・國家衛生原理(大ニ・八・三版)五―六頁	三五六頁
(6)	前掲後藤新平	七〇頁
(7)	信夫清三郎・後藤新平(昭一六・九)	一五―七頁
(8)	同	四七頁
(9)	同	一八頁
(10)	同	二五―六頁
(11)	同	九三―四頁
(12)	同	九七―八頁
(13)	同	八六―七頁
(14)	同	一七九―八〇頁
(15)	同	一八六―八頁
		一八八―九頁

第三節 一般醫療保護機關の興起と其の企劃

一 一般醫療保護機關の内容

公立病院廢止論に伴ふ公立施療病院設置論が、主として一般開業醫の間に勃然と起り、此の主張實現の爲めの運動が、或は醫會の決議となり、或は府縣當局への上申請願となつて、活潑に展開されるに至つたことは前述の通りであるが、斯かる運動の展開と併行して、開業醫自ら貧困者救療の爲め或は私立施療病院設立の計畫を樹て、或は一般患者診療の傍ら貧困者の施療に當り、或は施療券を發行する等、貧困患者救療の充足に尠からず努力してゐる。而も斯かる貧困者

救療施療の施策は、獨り醫家の手に依つて行はれたるに止まらず、一般篤志家に依つても計畫實施され、正に私設醫療保護事業發展時代を現出するに至つてゐる。

各地に於ける景況の一々について記するに先立つて、先づ一般醫療保護機關に關して一言するに、機關としては、大體之を二つに分けることが出来る。一は直接施療施藥を擔當する所謂施療院、施藥所又は施療病院の類が是れであつて、二は直接には施療救療を行はないが、貧困者の救療施藥を目的として設立された組織團體である。前者を直接機關と稱するならば、後者は間接機關と稱すべきであらう。而して後者たる間接機關は、直接救療施藥を擔當せざるが故に病院組織を有しないが、ある特定の醫師、病院に之を擔當せしめたものである。

次に施療救療の手續法を觀るに、其の多くは施療券制度を採用し、該券を携へ來るものに對して、救療施藥するのが一般であつたやうである。

更に云ふべきは此等機關の經營主體であるが、此の時代に於ける施療乃至救療事業、所謂醫療保護事業は、専ら醫家の任ずるところであつた。否獨り此の時代に限らず、明治時代全般を通じて云ひうることで、我が國に於ける明治以降に於ける醫療保護事業の開拓者としての醫家の功績は没すべくもなく、如何に醫家が貧困者の施療救療に盡瘁したかは、追つて次に述べる社會の表面にのみ現はれた事實に徴しても之を看取することが出来るであらう。さて、醫家に次いで活動した者は、民間有志家、外國宣教師醫竝に基督教徒、佛教徒、それに藥劑師等を數へる事が出来る。

次に經營及び目的の如何を觀るに、有志の寄附を仰ぎ、或は一人の經營になるもの等最も多きを占めてをり、其の目的とするところ、其の多くは専ら貧困者に對して無料診療投藥するにあつたが、中には組合又は株組織によつて病院を組織經營し、醫療費の經減を目的とする今日の醫療組合の如きものが企圖され、又は設立されてゐる事實を見るのである。

二 關東地方に於ける景況

第三節 一般醫療保護機關の興起と其の企劃

東京府に於いては、明治十年五月三日、我が國赤十字事業の濫觴をなす博愛社が、元老院議員佐野常民・大給恒等の唱の下に、西南役の彼我傷病者を救護するの目的を以て東京に創立され、熊本に博愛病院を開設して傷病兵の救護に任じ、後貧困者の施療にも染指することとなり、遂に今日の日本赤十字社の端を開くに至つてゐる(各説)。

又明治六年一月を以て設立された東京府病院に於いては、明治十年に至つて、六月七日公布の東京府達甲第六十七號「東京府施療券及牛痘施種券發行規則」に従つて、其の第一、第二分院(局)と共に従前以上の施療活動を展開し、越えて十三年七月に至り、其の本院は純然たる施療病院として存立されることとなつたのである(各説)。

十一年頃には、博濟、如春、濟衆、好生、來蘇等の漢法病院があつて、貧困者に施療券を發行してゐる(各説)。

十二年には三月三日、下谷上野櫻木町一番地に高松凌雲外十三名の發起により同愛社なるものが組織され、社員各々自家にあつて貧困者の施療に當り、後十五年、社則を改正して今日の同愛社の基を築き(各説)、此の年八月、神田區表猿樂町に佛人童貞メー・オギュストが博愛醫院を起して附近の貧困者に施療を行ひ、後遂に今日の日本聖保祿會附馬博愛醫院の大を致すの基を開いてゐる(各説)。

十三年には四月、此の頃四谷區荒木町開業醫山極吉哉、築地采女町區醫隈川宗悦は東京府發行の施療券制限外の貧困病者を毎日施療し、又此の頃麴町五番町の醫師河内全節は毎月七名を限り施療したるもの如くで、夫々次の如く(各説)。

「四谷區荒木町七番地の區醫山極吉哉氏は毎月施療券制限外の病人十人宛施療するよし又築地采女町の區醫隈川宗悦氏も施療券制限外の病人幾人にも引受け施療せらるゝ由誠に奇特のことこそ」

「東京五番町七番地の醫河内全節氏は毎月貧窮患者七名を限り施療せらるゝよし」と見えてをり、又同年六月頃には(各説)。

「小石川區新小川町二丁目の醫師渡邊文藏氏は何人にも貧民へ施療なし度旨願出たり」

と、同業醫の活動が報道されてゐる。又此の年温知社員五名の發起により救世社なるものが組織され、救世社病院と稱して貧困者の施療に當り(各説)、又此の年、三宅島に三宅病院が設立され貧困者には施療するに至つてゐる(各説)。

越えて十四年に至り、東京府病院廢止の議があつたので、二月、早くも高木兼寛・戸塚文海等は貧困者救療機關の一日も廢すべからざるを慮り、施療病院設立を計畫して遺憾なからしめんとしたのであつたが、六月廿四日、郡區醫施療今年度限り廢止の旨が先づ達せられ、次いで七月九日、東京府布達甲第九十四號を以て施療券廢止の旨を達し、更に七月卅一日限り唯一の公立施療病院なる東京府病院は廢止されるに至つたのである。かくして東京府に於ける公的施療機關は全く絶無となつたので、茲に於いてか民間有志者に依つて、此が補充的對策が種々企圖されることとなつた。先づ此の年七月、本所區開業醫近藤支齡、菅公支郁等は東京府の施療券廢止によつて貧困者施療の途絶したるにつき、同愛社の組織に做つて一社を結成せんと協議したること(各説)。

「施療券廢止 今度施療券を廢せられしより貧民の困難いばかりならんと本所區にては開業醫近藤支齡菅公支郁の兩氏を始め四五名が發起にて淺草區の同愛社の法に做ひ施療を爲さんとの美譽を續々賛成する者が多くありて不日會議を開き其方法順序等を確定するといふ」

と傳へられてをり、九月、高木兼寛等發起の下に一大施療病院を設立せんと商議を重ね、翌十五年八月、遂に今日の東京慈恵醫院の前身なる有志共立東京病院を設立せしめるに至つてゐる(各説)。更に此の年十月頃、日本橋釘店の醫師佐々城本支も亦施療病院を設立せんと圖り、東京府病院の借用方と經營資金として府民共有金中より五千圓借出の儀を府當局へ出願したる由が、左の如く(各説)。

「日本橋釘店の開業醫佐々城本支氏は曾て東京府病院の廢されしを嘆し貧病院を設立せんと企て居たりしが此程其仕法書及び維持法書を添へ同院を設立する爲め是迄の病院を拜借し且つ施療の資金として府民共有金の内にて金五千圓

拜借の義を府廳へ出願したる由」

と報ぜられてゐるほどであつて、その後の経過については詳かではないが、公立施療院病廢止後の狀況は推してうかゞふに足るであらう。

十五年には四月、八王子(當時神奈川縣に屬す)衛生教會に於いて施療券に關する規則を定めて施療を行ふこととしてゐる。その活動は明かでないが、その施療券の概略なるものに

「施療券の概略(略中) 慈惠者ハ本會ニ金ヲ寄附シテ施療券ヲ求メ之ヲ貧困ノ者ニ與フルナリ、故ニ醫士モ亦タ慈惠者トナルヲ得ル、施療者ハ本會ノ醫士ニシテ其施療券ヲ所持スル者ニハ別ニ診察料手術代等ヲ受ケス、之ヲ治療スルナリ

明治十五年四月 八王子衛生教會々幹」

とあり、又此の頃同地の開業醫竹内仙祐が、貧困眼病患者の施療方を縣當局に出願して許可されたことが左の如く

「神奈川縣下八王子驛は人口一萬有餘もあり頗る昌盛の地なるが貧者も之に準して多きより同驛の開業醫竹内仙祐氏は眼病患者に限り毎月十名宛の貧患者を施療致度旨縣廳へ出願せしが此程聞届けられたりと」

報道されてゐる。次いで八月には東京に前述の如く有志共立東京病院の設立を見るに至つた。

十六年には一月、赤坂區慈善會が金澤良齋・羽均等に依つて設立せられ、貧困者に施療券を發行し(詳細)五月には在京漢蘭有志醫家に依り杏林義會なる一大施療團體が設立され、途上急病人又は貧困病者への救療が行はれ(詳細)、此の

年秋には、赤坂區氷川町にアンナ・エル・ホイトニーの遺志に依り施療を目的とする赤坂病院が設立されてゐる(各説)、此の

十七年には三月、此の頃、芝區櫻田本郷町に順性堂なる貧困者施療機關が設立され(各説)、五月、築地居留地に米國醫ハレルの施療院が開設され、内外貧困患者を施療し、更に新大橋に同支院が設置されてゐる(各説)、翌六月には、牛

込區神樂町の開業醫本多懷惠の主唱に依り、醫學研究會なるものが設立され、醫學講習の用に供するため貧窮患者の施療を實施してゐる(各説)。

十八年には六月、日本橋區龜嶋町一丁目三十九番地に、明治十一年の設立にかゝり一時廢絶に歸してゐた博濟病院の復興を見るに至り、貧困者の施療を開始してゐる(各説)。

十九年には十一月、現日本赤十字社中央病院の前身なる博愛社病院が設立されるに至り、其の救療活動見るべきものあらんとしてをり、(各説) 又此の年、長谷川泰の設立經營する濟生學舎の附屬病院としての蘇門病院が本郷區湯島に設立され、學用に供するため貧困者に無料治療を加へることとなつた(各説)。

二十年には十一月、湯川彰・辻純市外二十三名の發起に依り、日本橋區蠅敷町一丁目三番地に大日本生命保全會社なるものを設立して輕費診療を實施せんとするの計畫があつたものゝ如く次の如く報道されてゐる。

「大日本生命保全會社設立 今度湯川彰辻純市の兩氏外二十三名が發起者となりて題號の如き會社を設立し數日前其の認可願を府廳へ差し出したり同社は先づ其の本社を日本橋區蠅敷町一丁目三番地に設置し追々各區内へ支社を設くる筈なり同社の目的は醫師をして時々株主たる者の身體を診察せしめ且つその疾病に罹る時は之を治療せしめて常に株主の身體を健全無病ならしむるにあり同社の營業年限は十五年を以て一期となし其資本金は十萬圓にて之を五千株に分ち一株二十圓と定む尤も其募集方法は先づ一株に付き金二圓を同社に納め殘金十八圓は年八朱利の割合を以て期限内毎半年に其利益のみを納むるものとす但し一時に金額を拂込むも隨意なり此等の金圓を納むるものは何人と雖も株主たることを得其株主へは毎月二回以上同社より醫員を派遣して診察せしむ若し疾病あるときは直に治療を施し勿論診察料を要せず且つ藥價は普通代價の三分の二を收むるのみ又一株に付き家族五名に限り其以上は割合を以て株を増さしむる都合なり取り摘んで之を云へは最初に二圓を納め其後十八圓に對する年八朱利を收むれば得意の醫師を得

藥價の廉なるものを服用するを得るの趣向なりと云ふ」

本會社が果して計畫通り設立せられたか否やは明らかでないが、設立の有無如何に拘らず、醫療費の重荷に喘ぐ中産階級以下の醫療對策として斯かる企がなされたことは、今日と雖も示唆を受くるところのものがあらう。

又此の年頃、日本橋區青物町二十一番地に會員相互救療の目的を有する有志共立育成病院が設立されてゐる(各説)。
二十一年には三月、東京醫會本部の常議員會に於いて慈惠病院設立の議を議決したことが左の如く(各説)。

「東京醫會本部にては去月廿九日午後六時より東京府廳に於て常議員會を開き會て同醫學會にて輿論たりし慈惠病院を設立することに議決し愈着手の方法等を議了せり」

と報道されてゐるが、此のことは實現されなかつた(各説同愛社)。

二十三年には十二月、此の頃佛教信徒の發意に依り、神田區仲猿樂町十七番地に博愛館が設立され、各郡區の醫師と特約の上、治療券に依る貧窮者治療を開始せられ、後救療機關としての佛教病院が設立されるに至つた(各説)。

二十四年には二月、麹町區飯田町に細民子女の救療を目的とする婦人共立育兒會が設立された(各説)。

二十五年には三月頃、本郷森川町一番地第七十號に鈴木雅子によつて慈善看護婦會が設立され、無料を以て看護婦及び産婆を派出するに至つてゐる(各説)。

二十五年には四月、海軍大軍醫井田武雄、福田七郎及び中井榮次郎三氏の發起に依つて、牛込區東五軒町四十一番地に東京慈惠病院が設立され、普通患者には藥價を半減となし、貧困患者には治療を行ひ(各説)、此の年十一月、佐々木東洋はこの設立にかゝる駿河臺なる杏雲堂病院に附屬の施療病室を設けて貧困患者の入院治療に當つてをり(各説)、翌

十二月、東京藥劑師會は總會を開き、二十六年一月一日より無料診察の證ある者に對して、施藥を實施することに決議したことが左の如く報道されてゐる(各説)。

「先年來東京藥劑師會各支部ニ於テ區々ニ施行セル施藥ノ件本會ノ總會ニ於テ全會員一致ヲ以テ更ニ左ノ如ク擴張實行スルコトヲ議決セリ。

東京藥劑師會々員ニシテ實業ニ從事シ會員ヘ門標ヲ掲グル者ニ於テハ府下開業醫師諸氏無料診察ノ證明アル處方箋ヲ持參スル者ニ對シ藥價ヲ要セス其處方ヲ調劑授與スヘシ

右決議ノ件ハ來ル明治廿六年一月一日ヨリ實施ス。」

二十六年には三月頃、醫學士高田畔安は基督教同信者の寄附を得、本郷區新花町九十三番地に貧民救療會なる施療團體を設立し、治療券による治療を實施してゐる(各説)。

神奈川縣方面に於いては、明治十三年に於いて、横濱に同濟病院が設立されてゐるが、救療を目的としたものゝ如くである(各説)。

十四年には四月頃、漢法醫に依り横濱松影町三丁目七十六番地に溫知病院が設立され貧困者に治療したものと如く(各説)。「横濱松影町三丁目七十六番地へ設立せんと縣廳へ出願したる漢醫の病院並に醫學講習所の稱は溫知病院和漢醫學講究所と號け院長は中村玄養局長は三元良方總理は井出松溪、最上義久(中略)許可の上は病院をたて貧民の患者は人員を限らず何人にも治療するとの事ゆる市中にても此美學を賛成し寄附金をせんと心懸け居る者も多しと某新聞に見へたり。」

と見え、年九月頃、横濱在留支那人間に治療病院設立の議があつたものの如くで、九月十七日發行の東京醫事新誌に「横濱在留の支那人の擲金して治療病院を設くるよしにて同國領事も右に就て大に盡されると云ふ。」と報道されてゐる。

十七年には三月頃、若葉町二丁目所在の小池整骨病院に於いては、豫て數年前より遠近貧窮患者へ治療するところあり

つたが、此の頃、東京府下の者に對しては特に施療券を發行して其の便を圖つてゐる(各説)。
 二十二年には十二月、横濱羽衣町柳屋に、慈善病院の設立と出獄人の保護を目的とする横濱婦人慈善會が設立されたが、翌二十三年春に及び、中村町に附屬の施療所を設置して貧困者を救療するに至つてゐる(各説)。
 群馬縣方面に於いては、明治十一年六月頃、高崎營所詰軍醫の發起に依つて濟生學舎なるものが設立され、貧困者に施療する由が左の如く(各説)。

「上州高崎營所病室詰の軍醫がたか發起で同驛本町へ濟生學舎といふを建て貧乏人は無代で療治をしてやるといふ。」と報道されてゐるが、詳細は明らかでない。

二十三年には二月、此より遑明治十三年に前橋の有志佛教僧侶により陰徳を行ふ趣旨によつて設立されたる前橋積善會に於いて、貧困赤貧者に施療券を發行して始めて施療事業を行ふに至り、現に存續されてゐる(各説)。

千葉縣方面に於いては、明治十一年十二月頃、縣下香取野佐野村の醫師森繁杖外九名の發起に依つて、施療券に依る貧困者の施療が行はれたものの如く(各説)。

「千葉縣下香取野佐野村の醫師村林繁杖ほか九名の發意にて貧民の病に罹りて醫藥の資なく爲に天壽を夭折するを歎き貧困の者は病の輕重を論せず施療券を發行し無代にて療治致したしと同縣廳へ願出しに縣令も奇特の志を賞し即時に聞届相成りしとぞ田舎には効も無き賣藥や呪ひ祈禱で飛んだ目に逢ふものも多ければ是等は實に濟生之美舉とも云ふべしと日々新聞に見ゆ。」

と報せられてゐる。

茨城縣方面に於いては、明治十二年、信太郡佐關村に輕費診療に兼ねるに貧困者に施療を以てする共救病院が設立されてゐる(各説)。(各説)。

十七年には二月、新治郡土浦町に加藤敬頼外十二名に依つて貧困者施療を目的とする土浦施療院が設立され(各説)、三月には十五日を以て開催された茨城上方聯合醫會常會に於いて、施療券發行規則を議決したことが左の如く報道されてゐる。(各説)。

「去る三月十五日上方聯合醫會常會を開く當日相會する者殆んど四十名にして施療券發行規則(該略方は施療券目下六百枚を發行し一枚を一週間の通券とし患者望みの醫に診を乞ふ其醫にしてその券の費を負ふる方法)又た藥價不納者取扱中規則の二規則を議決す。」

二十四年には、此の頃創立された多賀郡醫會に於いて、一般衛生事業の振起を圖ると共に施療規定を定め、施療券を發行して郡内居住の無告の窮民を施療するところがあつた(各説)。

栃木縣方面に於いては、明治二十年の頃、鹽谷郡氏家町に有志者に依つて施善會なるものが設立され、貧困者の施療を開始するに至つてゐる(各説)。

以上は些か煩に互つたが、關東地方各地に於ける醫療保護事業興起の概要である。

- 註 (1) 醫事新聞 第二五號(明一三・四)一一頁
- 同 第二六號(明一三・五)一三頁
- (2) 同 第二七號(明一三・六)一一頁
- (3) 東京醫事新誌 第一七四號(明一四・七・三〇)三〇頁
- (4) 同 第一八六號(明一四・一〇・二二)二八頁
- (5) 醫事新聞 第五五號(明一五・四・二〇)二〇頁
- (6) 同 第五四號(明一五・四・一三)九頁
- (7) 同 第二四九號(明二〇・一二・五)一一三頁

第三節 一般醫療保護機關の興起と其の企劃

- (6) 東京醫事新誌 第五二四號(明二一・四・一四)二六頁
- (9) 同 第七六九號(明二五・一・二四)三八頁
- (10) 同 第一八〇號(明一四・九・一〇)二六頁
- (11) 同 第一八一號(明一四・九・一七)三二頁
- (12) 醫事新聞 第三號(明一一・六)四二頁
- (13) 東京醫事新誌 第四〇號(明一一・二・二五)二九—三〇頁
- (14) 同 第三一六號(明一七・四・一九)四八〇頁
- (15) 多賀郡史 (大一一・三)五四—五頁

三 近畿地方に於ける景況

大阪府方面に於いては、明治十四年六月頃、大阪の地に組合病院を設立せんとする計畫があつた。本組合病院は金壹圓を拂込みたるものを組合員とし、其の家族に病者ある時は半額を以て診療するといふいは、今日の醫療利用組合の如きものであつたやうで、之を『東京醫事新誌』⁽¹⁾は

「從來府下に純然たる貧民病院の設立なきを嘆かれ此度高知縣士族上田建馬岡軌光の兩氏が發起にて有志者より金壹圓宛を募り其組合人に限り家族に患者ある時は半額の費用を以て治療するの規則を立て醫師の診断は患者の希みに應じ洋漢共に汎く貧民患者を救濟せんとの趣きなり。」⁽²⁾と報じてをり、更に

「當府士族掘忠利高知縣士族岡軌光上田建眞三氏の發起にて貧民病院を私立せんと何れも目今有志を募り居らるゝ由と傳へてゐるのも、前記計畫の病院を指したるものと思はれる。果して此の組合病院が實現されたものか資料を缺くので明らかにし難いが、此の時代、早くも斯かる組合組織に依る病院の設立が計畫されてゐることは注目すべきである。」

十五年には、大阪西區堀江町の開業醫戸田淳行なる者が貧困者施療の廉を以て、六月一日、府廳より賞賜されたことが左の如く⁽³⁾

「西區南堀江下通三丁目廿八番地醫師戸田淳行氏は兼て慈善家の闕へ高き人なるが數多の貧患者無料施療せられしに付奇特なりとて去一日當府より賞與ありしと。」⁽⁴⁾と報道されてゐる。

十七年には一月、豫てより貧困者に施療しつゝあつた大阪北區若松町の私立高橋病院に於いては、此の月より入院施療患者を十名に増員することとしたことが『東京醫事新誌』⁽⁵⁾は

「私立高橋病院にては兼て無價を以て貧患者を治療又は事情に依り入院を爲さしめたりしが貧患者の入院追々増加するを以て本年一月より入院を十名と限らるゝ由。」⁽⁶⁾と報道され^(各説)、又此の年六月頃、川口天主教教會に於いては從來貧兒教育事業を行つてゐたが、更に貧困者施療の爲め施療病院の設立を計畫するところがあつたものの如くで左の通り⁽⁷⁾

「當地川口耶蘇教會所に於て從來本邦貧民の兒童を養育し來るが尙今度貧民患者を施療すべき一の病院を設立せらる哉の由」⁽⁸⁾と報道されてゐる。

二十一年には六月、大阪府管内貧困患者の施療を目的とする慈惠會が組織され、東區唐物町圓光寺内に假病院大阪慈惠病院が開設されてゐる^(各説)。

二十三年には二月、公衆衛生の普及と貧困者の施療とを目的とし、大阪私立衛生會が東區北濱に設立された^(各説)。二十五年には十月頃、大阪南區の藥劑師が聯合して大阪慈惠病院と特約の上、同院の處方箋持参者に對して、二日以

上十日以内の施藥券を發行することとし、其の頒布方を新聞社其の他に委託するに至つてゐる。即ち⁽⁶⁾

「施藥券 南區の藥舖師は今回聯合して慈惠病院と特約し同病院の處方書さへ得れば南區内何れの藥舖師方へ持ち行くも一日以上十日迄の藥劑を施與する證券を發行し新聞社初め市内各所へ配布したりとぞ但し病症により慈惠病院まで行くこと能はざるものは最寄醫士の診察を乞ひ處方箋を得て之を持行けば同様施藥する筈なり尙追々市内の各醫士とも契約する筈なれども差向き慈惠病院と契約を初めたるものなるやに聞きぬ。」

と見えてをり、同年十二月頃、東區開業醫岡田保三郎、北區開業醫矢島猴太郎等は、施藥券を新聞社や工業會社等に配布して貧困者の施療に當り、又此の頃、東區小林眼科病院に於いても施療施藥券を發行したることが『東京醫事新誌』に大阪通信^(十二月廿一日發)として、夫々次の如く報道されてゐる。

「東區開業醫岡田保三郎北區の開業醫矢島猴太郎の兩氏は特別診察券と施療券の二種を發行し諸新聞社及び諸工業會社等へ配布したる由。」

「東區の小林眼科病院には今回特別診察券を發行し尙ほ赤貧者に限り施療施藥することとし已に同院に縁故ある人々へ配布せり。」

京都府方面に於いては、明治十四年、醫師安藤精軒なるものが、上京區三本木町に治療所を開設して貧困者を施療したるに胚胎し、遂に今日の京都施藥院協會京都厚生病院の基礎を築くに至つてゐる^(各説)。

十七年には二月、此の頃、清水町の眼科病院に於いて施療券を貧困患者へ配布して施療を開始した旨が左の如く⁽⁸⁾

「清水町の眼科病院には施療券を製し貧患者へ配布さるゝ由。」

と見えてをり、又上京區の有志醫五十名に依つて設立せられた京都漸進醫會に於いては、此の頃より會員の申合せにより、自家を施療所として夫々貧困患者の施藥を始めてゐる^(各説)。

十八年には八月、此の頃、上京區第十七組仲之町療虫病院長豊田脩造は、水災民施療の爲め府下伏見油掛町に難民施療所を開設したるもの如くで、左の如く⁽⁹⁾

「京都上京區第十七組仲之町療虫病院長豊田脩造氏は今回水害を被りたる難民を施療せんとして同府下油掛町に出張所を設け以て治療さるゝよし。」

と報道されてゐる。

二十年には、六月、下京區第十二組元惡王子町五十三番地に貧窮者の施療を目的とする京都共立惠愛病院の設立を見るに至つてをり^(各説) 又此の年十一月、同志社病院並に京都看病婦學校が設立され、間もなく貧困者の施療を開始してゐる^(各説)。

二十三年には四月、此の頃、下京區新町通松原下ル富永町四十番戸醫師中村四郎の主唱に依つて、慈醫會なるものが設立され、施療病院の設立と醫師の施藥施療實施の運動が行はれてゐる^(各説)。

二十五年には十一月頃、京都醫會は副會頭安藤精軒の提出にかゝる貧病院設立の議案を可決し^(各説、京都施藥院協會、京都厚生病院條參看)

兵庫縣方面に於いては、明治十一年、兵庫在住醫師により衛生思想の喚起と貧困者施療とを目的として協諸社が設立されるに至つてゐる^(各説)。

十三年には四月、神戸在住の英國人ドクトル・カムシンは、此の頃より貧困者の施療を開始したるもの如くで⁽¹⁰⁾

「有名なる神戸在留英人ドクトル・カムシン氏は近來物價騰貴今日の糊口に窮する者多く疾病を患ふるも醫療を加ふるの力なきを察せられ赤貧洗ふが如き者の疾病に罹りし方は遠慮なく拙者方へ依頼せらるべしと最も懇ろに廣告せられしと云」

と『東京醫事新誌』に見えてゐる。

十五年には五月、兵庫の有志醫師が施療規則を定め、之を實施したことが、『神戸開港三十年史』に「明治十五年五月に至り兵庫の有志者が、施療規則を定めて貧民救済の一端となし、同年八月悪疫流行の日に於て、寄附金を募りて藥仙寺内の井水を買上げ、以て貧民に清涼玉の如き飲用水を給與せしが如き略」と記されてゐる。

十六年には十二月、氷上郡醫師組合に於いて、貧窮者施療方を出願し、翌年一月其の筋の許可を得て之を實施するに至つてゐる。

二十二年には五月、加東郡醫師組合の結成を見るに至つてゐるが、後貧困者施療を開始してをり、又七月には、姫路衛成在勤軍醫の發起に依り姫路博愛病院が設立されてゐる。

二十五年には、六月、神戸報國義會に於いて貧困無告の疾病者に施療施療を開始したるに濫觴し、現在の財團法人神戸報國義會施療院となるに至つてをり、又八月には日本聖公會監督ヒュ・ゼームス・フォークス等によつて中山手通三丁目貧困者施療を目的とする慈惠醫館が起されるに至つてゐる。

奈良縣方面に於いては、明治十五年三月頃、一大施療病院設立の計畫があつたものゝ如く、「有名なる豪商府下大和國宇智郡五條驛栗山清藏氏は私費五萬圓を抛ち一大貧民病院を設置し盛に施療施療するといふ」と報道されてゐる。

滋賀縣方面に於いては、明治十五年十二月、坂田郡長濱町に私立長濱病院が設立され、普通患者診療の傍ら、貧困者の施療を行ふところがあつた。

- 注
- | | | |
|------|------------------|-----------------------|
| (1) | 東京醫事新誌 | 第一六七號(明一四・六・一一)三一頁 |
| (2) | 同 | 第一六九號(明一四・六・二五)二九—三〇頁 |
| (3) | 同 | 第二二〇號(明一五・六・一七)二四頁 |
| (4) | 同 | 第三〇二號(明一七・一・一一)二六頁 |
| (5) | 同 | 第三二六號(明一七・六・二八)八〇五頁 |
| (6) | 同 | 第七六〇號(明二五・一〇・二二)四一頁 |
| (7) | 同 | 第七七一號(明二六・一・七)五三頁 |
| (8) | 同 | 第三一二號(明一七・三・二二)三五一頁 |
| (9) | 同 | 第三八三號(明一八・八・一)九九一頁 |
| (10) | 同 | 第一一一號(明一三・五・八)二五一六頁 |
| (11) | 村田誠治・神戸開港三十年史(坤) | (明三一・一〇)六〇一頁 |
| (12) | 丹波氷上郡志 | 下卷(昭二・一二)一二七八頁 |
| (13) | 加東郡誌 | (大一一・一〇)四五四頁 |
| (14) | 東京醫事新誌 | 第二〇八號(明一五・三・二五)二八頁 |

四 中部地方に於ける景況

静岡縣方面に於いては、明治十五年、此の年頃、小笠郡池新田村の人丸尾興堂は各地に病院を設立して一般患者診療の傍ら貧困者施療を行ひ、其の活動には特記すべきものがあつた。

愛知縣方面に於いては、明治二十三年六月、安藤光闡の設立にかゝる聖會本場慈惠藥院に於いて貧困者に對して賣藥の施療を開始するに至つてゐる。

二十六年には十月、名古屋に貧困者の施療施療を目的として名古屋施療院が設立されてゐる。

富山縣方面に於いては、明治二十四年、高岡の醫師數名が貧困者治療を出願し、爾後時々之を實施してゐるが、其の一例を『高岡史料』に徴するに左の如く記されてゐる。⁽¹⁾

「明治二十四年貧民施療 市内貧民患者施療出願により依頼せし醫師は山本一覺、松田三知、上原正兄、細川菜庵、梶澤勇吉、倉田益、龍田周造、金子恕謙、津島玄逸の九名にして救療券を下與せし貧民は七名なり。」

川縣方面に於いては、明治二十五年五月、大日本私立衛生會金澤支會に於いて、貧困者治療の件を討議したること⁽²⁾が次の如く

「大日本私立衛生會金澤支會にては去五月二十八日金澤市西町金谷館に開き⁽³⁾ 終りて貧民治療の件を討議し退散せられたりと」
と報道されてゐる。

福井縣方面に於いては、明治二十二年、福井にこれより發明治十三年に設立された濟生會なるものがあつたが、此の年より施療券を發行して貧窮民治療を開始するに至つてゐる⁽⁴⁾。

二十五年には二月、此の頃、坂井郡の有志者百名の發起にて、救療病院を同郡三國町に、其の支院五、六所を不便の地に設立する計畫があつた。實現を見るに至りしや否や不明であるが、當時、『東京醫事新誌』は之を傳へて

「貧民救療院の設立 坂井郡の有志者伊藤士太郎大森玄龍沼田小左衛門外數百名の發起にて今度貧民救療の病院を同郡三國町字堅廿六番地に尙其他不便の地五六ヶ所に支院を設け常に院長以下六七名の醫師をして其間を巡回せしめ貧民を救療せしむと云へるが已に其筋へも届濟となりしが又院長は東京より醫學士を聘用し近々開院する筈なり」
と報道してゐる。

新潟縣方面に於いては、明治十三年六月、新潟區内の開業醫が協同會なるものを設立して、醫事の改進に努むるとい

ろがあつたが、此の年八月の新潟大火に際しては、罹災窮民の巡回治療を行ひ救護に盡瘁してゐる。⁽⁵⁾

十八年には、五月五日より開催された北蒲原郡衛生會に於いて、貧困者治療の方法等に関して擬議したことが左の如く

「新潟縣北蒲原郡に於て本月五日衛生會を同郡新發田町に開きしが。○中 諮問の件は略 町村に醫師なく或は近傍醫師に乏しきため患者あるも醫藥を得難く醫師の診察を受くる能はざる等の景況及貧困患者治療の方法。○中 等にして

同十一日閉會」

と報道され、又八月、新潟縣中魚沼郡聯合衛生會に於いて一般開業醫の施療實施に關して擬議するところがあつた。⁽⁶⁾

- 註 (1) 高岡史料 上卷 (明四二・八) 一二七四頁
 (2) 東京醫事新誌 第七四二號(明二五・六・一八) 四四頁
 (3) 同 第七二五號(明二五・二・二〇) 四七一八頁
 (4) 新潟市史 上卷 (昭九・五) 一〇四六、一〇六六頁
 (5) 東京醫事新誌 第三七四號(明一八・五・三〇) 七〇六頁
 (6) 同 第三八九號(明一八・九・一二) 一一八六頁

五 東北・北海道に於ける景況

青森縣方面に於いては、明治十一年十二月、青森町の淺田理助なる者が濟生社なる病院を設立し、一般患者診療の傍ら貧窮民に施療してゐる^(各説)。

岩手縣方面に於いては、明治二十三年、盛岡醫會々員稻野權三郎外二十五名は、滿三ヶ年間の施療方を出願して之を實施したることが、當時の雜誌報道に⁽¹⁾

「岩手縣盛岡醫會々員醫師稻野權三郎氏外二十五人は目下金融逼迫米價騰貴の場合貧困者にして病に罹り治療を受くるに能はざる者に滿三ヶ年間治療のことを縣廳へ届出て尙ほ其手續を盛岡市役所と協議し夫々治療に着手せられたり」と見えてゐる。

福島縣方面に於いては、明治二十六年十月、瓜生岩子は若松に濟生病院を設立して、輕費診療と治療とを兼ね行つてゐる(各説)。

宮城縣方面に於いては、明治二十六年、此の年一月より仙臺市在住の陸軍一等軍醫正山田弘が貧困者治療を始めてをり、「東京醫事新誌」に左の如く(2)

「山田麟氏は父故陸軍一等軍醫正山田弘氏の明治廿六年一月より廿七年九月迄に百四十二名の患者を治療せし旨を以て同時に木杯一組を下賜せられたり」。

とあり、又同年四月一日、日本聖保祿會が仙臺市花京院通に救療を目的とする愛之堂醫院を設立してゐる(各説)。尙ほ此の年、縣下槻木村の醫師櫻井喜臣は治療を始め、三十二年頃まで一千二百餘名に治療したと傳へられてゐる。即ち

「櫻井喜臣氏 縣下槻木村の醫士なる同氏は兼て慈善家の聞へある人にして同村貧民中病人ある時は特に治療せらるゝ由なるが今聞く處によれば去二十六年以來施藥せし患者は已に一千二百餘名に達し其金額大凡千八百七十餘圓なりと云ふ」

と、「東京醫事新誌」仙臺通信欄に見えてゐる。

北海道方面に於いては、明治十一年五月、函館にマリ・オグスト、マリ・オネジムの佛國二童貞により貧困患者を治療する爲め收容所が設立され、後、社団法人日本聖保祿會函館支部附屬博愛醫院となり現在に至つてゐる(各説)。

二十二年には、小樽に佛教僧侶に依り圓融會なる布教傳道と貧窮民治療とを目的とする團體が組織されてゐる。(4)

二十四年には十月、函館に北海道慈善會が設立され、感化・育兒・免囚保護事業等と共に治療事業をも經營せんと計畫したことが『北海道通覽』に左の如く記してあり、又『北海道小誌』にもこのことが見えてゐるが、治療院は遂に實現せられなかつたもののやうである。

「本會は専ら慈善を主とし未開の地を開墾し及左の事業を興起するを以て目的とす

- 一、感化院(目下已に設置す)
- 一、免囚保護院(同 前)

- 一、育兒院
- 一、治療院

- 一、慈惠院附屬學校(同 前)

本會は會員組織にして役員として總管(大谷勝縁)會長(渥美契縁)其所在地は函館元町二十七番地とす。とあるのがこれであるが、詳細は今遽に之を明らかにし難い。

- 註
- (1) 東京醫事新誌 第六四一號(明二三・七・一二)四二頁
 - (2) 同 第八八四號(明二八・三・一六)四〇頁
 - (3) 同 第一二〇號(明三二・九・二二)四三一四頁
 - (4)(5) 久松義典・北海道通覽(明二六・六)八二二―三頁
 - (6) 荒井三郎・北海道小誌(大ニ・一一)六一五頁

六 中國・四國・九州に於ける景況

中國區山口縣方面に於いては、明治十四年頃、赤間關(現下關)の有志醫に依り有信社の設立を見、貧民治療券を發

行してゐる(各説)。

十八年には四月二十三日、厚狹郡衛生會に於いて、窮民救療の件を議了するところがあつた。⁽¹⁾
岡山縣方面に於いては、明治二十六年四月、後月郡々内開業醫に依り醫術の研鑽と施療とを目的として、博愛會が設立されてゐる(各説)。

島根縣方面に於いては、明治十八年、飯石郡西須佐村の醫師土谷松太郎は、この年より施療を開始し(各説)、又此の年六月、鹿足郡衛生會は、貧民救療規則施行手續を議了したことを『東京醫事新誌』は左の如く報道してゐる。⁽²⁾

「島根縣鹿足郡に於ては本月一日公立郡衛生會を開き^{○中} 貧民救療規則施行手續等を議了し同三日閉會されたり」と

廣島縣方面に於いては、明治十四年、縣會議員が貧困者施療を建議して認可を得るに至つたことが、⁽³⁾
「縣會議員は衛生に注意し昨年は三次郡に縣病院分局を置くことを建議し認可せられ本年は貧民施療を建議し皆認可せられたり」と

と報道されてゐる。

十九年には、廣島鎮臺病院長等が廣島に慈善病院の設立を計畫したことが、次の通り⁽⁴⁾

「廣島慈善病院 廣島鎮臺病院長一等軍醫正長瀬時衡同二等軍醫正李家文厚同伍堂卓爾一等教諭醫學士伴野秀堅等の四名を始め外二十六名の主唱者にて同縣下へ一大慈善病院を設立せられんと計畫あり其主旨書を世に公けにして普く賛成を乞はれたり其主旨たるや陸軍々隊なる者は戰時に於て内外の諸病に罹る時は皆之れ軍醫の主宰する處なりと雖ども元來限りある醫員を以て限りなき疾患を救恤するは其奏功の十分なるを得べからずされば茲に一の慈善病院を建て其方法は我國博愛社の慈善主義に基き彼の歐洲の大學たる赤十字社の如く爲さんとて諸君の至仁至愛の良心を結合し以て軍人諸患者及び貧寒病者の治を受くるに資なき者を普く施療せんとす云々の旨にて實に近來の一大美事なり」と

と云ふべきなり素より此等諸君の慈愛仁惠の精神に出でたるなれば必ず賛成者の増加して不日に奏功せられんは期して待つべしと雖も尙世上の仁人君子は此舉を讚賞して應分の力を盡されんことを記者も望む所なり」と

と報道されてゐるが、設立の有無については目下調査中に屬する。⁽⁵⁾
四國區愛媛縣方面に於いては、明治二十六年、松山の開業醫十有數名は貧困者施療の廉に依り、翌二十七年に至り縣知事より賞賜されたことが左の如く

「昨年中無謝議にて赤貧患者を施療せし爲め過日本縣知事小枚昌業氏より木盃竝に賞狀を授與せられたる醫師松山市に於て十餘名ありたり」と

と、『東京醫事新誌』に通信されてゐる。

香川縣方面に於いては、高松醫師會が明治二十五年以來施療を開始してをつて、『高松市史』⁽⁶⁾に

「明治二十五年本會は早くから貧困者階級の救濟を重視し同情して無料診察を開始した。當時から十數年間は相當多數の希望者が施療券を持參して診療を受けてゐたが時勢の變遷して來た結果今日では希望者はあるが施療券に依るものは其影を沒した。」

と記されてゐる。

九州區鹿兒島縣方面に於いては、明治十一年八月、鹿兒島に東本願寺病院が設置され貧窮民を施療してゐる(各説)。

二十六年には二月、薩摩郡高城郡小薩醫會は總會の決議を以て、二郡内の貧困者に施療券を頒布することとしたことが、左の如く『東京醫事新誌』に⁽⁷⁾

「鹿兒島縣通信(二月下旬) 北薩醫會 薩摩郡高城郡北薩醫會は本月二十日川内事務所に於て總會を開き^{○中} 兩郡内に施療券を發布する事に議決せり」と

と報道されてゐる。

熊本縣方面に於いては、明治十七年、此の頃天草郡天草に杏林會なるものの設立を見、救療の法を設けてゐる(各説)。宮崎縣方面に於いては、明治二十三年、此の年頃、北諸縣郡都城に同郡醫會附屬の慈惠病院が已に設立されてあつて、貧困患者を施療してをり(各説)、又此の頃、日州衛生會があつて同じく施療を行つてゐる(各説)。

- 註
- (1) 東京醫事新誌 第三七四號(明一八・五・三〇)七〇六頁
 - (2) 同 第三七八號(明一八・六・二七)八二七頁
 - (3) 同 第一九二號(明一四・一二・三)三〇頁
 - (4) 同 第四二〇號(明一九・四・一七)二四一五頁
 - (5) 同 第八四七號(明二七・六・二三)四二頁
 - (6) 高松市史(昭八・一一)四二八頁
 - (7) 東京醫事新誌 第七七九號(明二六・三・四)四四頁

第四節 政府の衛生行政と醫療保護策

附 疾病保險制度必要の氣運

一 衛生行政機構の整備と醫療保護

政府は、明治十一年五月二十七日、内務省達乙第四十四號並に同年六月七日、同四十九號を以て府縣廳中に衛生事務擔當の吏員を置かしめ、府縣内一般の衛生事務を處辨せしめたが(1)、此の年早くも神奈川縣・秋田縣等は衛生課を設置してゐる(2)。

次いで翌十二年七月二十一日、醫事衛生制度の改組促進を計る諮問審議機關として中央衛生會職制章定を定め(3)、翌

二十二日、内務省中に衛生會を開き(4)、同年十二月同會の上申に依り(5)、此の月二十七日、内務省達乙第五十五號を以て、府縣廳中に衛生課なる一課を設けしめ、府縣衛生課事務條項に基いて衛生萬般の事を擔任せしめることとしたが、右條項中醫療保護に直接關係のあるものとしては、該條項第四、五項に夫々定められてゐる(6)。

「内務省達乙第五十五號府縣

昨明治十一年當省乙第四十四號并同四十九號ヲ以衛生事務擔當ノ吏員ヲ置キ候様相達置候處自今更ニ衛生課ヲ設ケ略

々衛生ノ大意ニ通スル者ヲ撰テ之ニ專任シ別紙ノ條項爲取扱候様可致此旨相達候事

但事務條項ニ準シ職務章程取調可伺出事

府縣衛生課事務條項

○前

第一 醫事取締ノ事

○全

第二 飲食料取締ノ事

○全

第三 清潔法注意ノ事

○全

第四 病災豫防ノ事

各種ノ傳染病即チ虎列刺、腸窒扶私、發疹窒扶私、痘瘡、麻疹、實布的利亞、赤痢等ノ發見ニ注意シ速ニ之カ豫防ニ著手スル事

第四節 政府の衛生行政と醫療保護策

各傳染病ニ就キ消毒法及ヒ患者ノ隔離法等施行ノ當否ヲ檢察スル事

避病院ノ員數位置ヲ相定シ患者死者取扱フ當否ヲ檢察スル事

地方病ノ有無類別及ヒ其地ノ燥濕寒溫人民ノ常習ニ注意スル事

家畜流行病傳染病ノ豫防消毒法ヲ行フ事

種痘檢査ノ普及ヲ謀ル事

第五 窮民救療ノ事

公私立病院及ヒ貧院、盲院、聾啞院、癩狂院、棄兒院等ノ設立ヲ謀ル事

郡區醫町村醫配置ノ方法ヲ設クル事

第六 統計報告ノ事

○全

文略

第七 雜件

○全

文略

右の如く傳染病豫防治療の公衆衛生に關すること、窮民救療の醫療保護機關としては直接醫療を擔當する公私立の病院及び癩狂院等の設立と共に、貧院、盲院、聾啞院等の設立を圖るべきものとし、更に郡區町村醫を設置して貧困患者の救療を行はしめることとしたのである。

尙ほ同日、内務省は達乙第五十六號(十八年八月内務省甲第)を以て、府縣廳に衛生課を設置したるに伴ひ、町村には町村の公撰を以てする衛生委員を設けしめ、町村衛生事務條項に準據して町村内萬般の衛生事務を擔當せしめることとした。是れ又中央衛生會の上申によるものであつたが、今、醫療保護制度に關係あるもののみを掲ぐるに(8)

「内務省達乙第五十六號府縣

今般地方廳中衛生課設置ニ付テハ郡區中ニ主務相定メ擔當可爲致候得共町村内ニ於テ實際人民ニ接シ致世話候者無之

テハ日常民間ノ實況ニ就キ行ハレ兼候場合モ不少ニ付更ニ町村ノ公撰ヲ以テ衛生委員ヲ設ケ別冊ノ條項ニ準據シ戸長

ヲ助ケテ該町村衛生ノ事務爲取扱可申此旨相達候事

但便宜數町村聯合ニテ撰用候モ不苦且委員設置ノ方法并事務取扱手續等取調可伺出事

町村衛生事務條項

第一一七條 ○全

文略

第八條 虎列刺、腸窒扶私、發疹窒扶私、痘瘡、麻疹、實扶的里亞、赤痢等傳染病アリテ醫師ヨリ申出ルルハ直ニ

之ヲ郡區長ニ通知シ速ニ豫防法ニ取掛ル事

第九條 ○全

文略

第十條 町村内ノ未タ種痘セサル者ヲ取調普ク種痘セシムル様盡カスル事

痘瘡流行ノ時ニハ説諭シテ再三種痘ヲ促カス事

町村内ノ醫師ヨリ出タセル種痘ノ統計表ヲ取纏メ每期之ヲ郡區長ニ差出ス事

第十一條 ○全

文略

第十二條 癩病脚氣瘧疾等地方病ノ有無其類別及ヒ多少ニ注意シ之ヲ郡區長ニ申出ル事

第十三條 町村ノ便宜ニ從ヒ其公議ニヨリテ町村醫ヲ設ケ貧民救療ノ見込ヲ立ル事

第十四條 ○全

文略

第四節 政府の衛生行政と醫療保護策

右の如くであつて、傳染病や地方病等の公衆衛生に關するものと、貧困者救療の爲めの町村醫設置に關するものとの二つがあるのである。

是れ我が國に於いて、貧困階級に屬する一般病者を醫療的手段に依つて救濟保護することに關して積極的に染指するに至つた始めであると稱することが出來ようが、政府をして斯くの如く施策せしめるに至らしめたのは、全く當時の社會情勢の然らしむるところで、前に述べた如く、貧窮民の續出漸く顯著なりしと施策の急施が世論となるに至らんとしたことによるものと觀られるのである。

斯くて翌十三年に及び、本達の命するところに依つて、各府縣に於いては相繼いで衛生課を設置し、或は又郡區醫を配置し、或は町村衛生委員配置法を制定して、一般醫事衛生制度の施設と共に貧窮民治療の方途をも、次第に講ずることとなつたのである。

さて内務省は、十三年一月六日、番外を以て衛生課々員を撰定し、「職務章程」並に「町村衛生委員設置方法」を取調べ伺出づべきを府縣へ達し、更に十四年三月十七日、「衛生委員通信手續」なるものを定め之を各府縣へ通報したのであるが、該手續緒言に於いて

「内務省衛生局ヨリ各府縣へ通報十四年三月十七日

一昨明治十二年十二月當省乙第五十六號町村衛生事務條項ニ準シ町村衛生委員御設置ニ相成候ニ付テハ委員ニ於テ改良ノ見込ヲ立又ハ注意斟酌スヘキ事宜不少候處差向衛生事務ノ實施ハ民間ノ景況熟知ノ上ナラテハ難行届候儀ニ付今般通信ノ路相開キ候爲メ別紙衛生委員通信手續取調及御廻送候條右手續ニ因リ適宜御施行相成候様致度尙詳細ノ儀ハ緒言ニテ御領知有之度此段及御照會候也

(別紙)

人ノ健康ナルト否トハ事業興廢人智開塞ノ由テ分ル、所ニシテ苟モ孱弱多病ナレハ富貴ノ人其智力ヲ揮フ能ハス貧賤ノ人其筋骨ヲ勞スルニ勝ヘス家之カ爲ニ衰ヘ國之カ爲ニ耗シ復人間ノ幸福國家ノ富強ヲ望ム可カラサルナリ○下

と云へるが如きは、醫療施策に關する政府の意圖を闡示したもので、再び、醫療は國家發展の要素として重視されると共に、貧困病者の保護救濟も此の見地より講じられることとなつたものやうである。而して本手續第六條に於いて報告すべきものとして定められたことは、醫事衛生萬般に互るが、其の第三に於いて

「第三 脚氣、間歇熱、癩毒、癩病其他肺勞ノ如キ較著ナル疾病ノ流行増減發熄及其原因療法治死等又ハ各村町互ニ相比シ或ハ之ヲ往年ニ比スルニ多寡増減アル等ヲ報告スルコト」とし、第七に於いて

「第七 町村内ニ醫師ナク或ハ近傍醫師ニ乏シキカ爲患者アルモ醫藥ヲ得難ク醫師ノ診察ヲ受ケタルコト能ハサル等ノ景況又ハ町村醫ヲ設ケタルニ貧民救療ノ便否如何及其救療ヲ受ケタル患者ノ多寡ヲ報告スルコト」と命じ、第二十二に於いて

「第二十二 癲狂、白痴、癔症、盲ノ人員ハ幾許ニシテ各町村互ニ相比シ或ハ之ヲ往年ニ比スルニ多寡増減アル等ヲ報告スルコト」

と、傳染病其の他の特殊疾病の報告、貧窮民救療の情況及び救療患者數の報告を命じてゐるが如きは、醫療保護制度に對する政府の熱意と方針とをある程度示したものと觀られるのである。

果して内務省は、翌十五年、全國醫事衛生制度の一大整備を遂行せんと圖り、九月十一日を以て之を次の如く上申するに至つた。

「内務省上申十五年九月十一日

第四節 政府の衛生行政と醫療保護策

去明治九年賣藥稅則ヲ發行シテ衛生事務ヲ擴張スルノ議ヲ當省ヨリ上申シ稅則發行ノ議ハ御聞届相成候得共衛生費充用ノ事ハ當分難聞届旨御指令相成爾後國民健康上ノ景況ハ内外上下ノ注視スル所トナリ衛生事務之緊要ハ日々急切ヲ加ヘ既ニ本年二月中池田謙齋高木兼寛建議之次第有之賣藥稅中更ニ印紙ノ間稅ヲ課シ以テ衛生費途ニ充テ候儀御下問ヲ蒙リ無害ノ稅ヲ收メテ有益ノ事業ヲ興シ候儀ニ付速カニ建議御採用相成可然旨及復申候處御嘉納被爲在賣藥印紙稅規則御發行相成候付テハ衛生事務中最急要ナル左ノ四項ニ對シ差向キ費用ヲ要スル理由概略左ニ陳述仕候

第一 衛生ノ大意ニ通シタル者ヲ撰ミテ衛生上檢視ノ事ヲ任シ各地ヲ巡視シテ實際ニ就キ地方衛生吏員ヲ督察教導セシムルヲ略

第二 郡區醫ノ設置ヲ普クシ町村衛生委員ノ撰擧法ヲ改良シテ其費用ノ幾分ヲ國庫ヨリ補助シ且獎勵ノ道ヲ開ク

英國地方衛生醫官有害物検査人佛國流行病醫獨郡醫
地方衛生委員米國救貧醫地方巡察員等ノ制ヲ參酌ス

衛生ノ事ハ前述ノ如ク其原理ヲ醫學ニ資ルカ故ニ實施ノ際醫師ノ諮詢ヲ要スルヲ多シ特リ衛生ノ事ノミナラス今日ノ政體ニ於テハ郡區廳ノ下醫師ニシテ公務ニ服從スルモノナキハ百般ノ事務差支ヲ生スルヲ鮮カラス且數年前病院設立ノ事大ニ地方ニ行ハレ一府縣ニシテ多キハ十餘所ニ至ル者アリ而シテ其利益ノ及フ所ハ周圍四五里ニ過キサルヲ以テ甲乙不平均ノ苦情ヲ生シ一時府縣會ニ於テハ各郡各區ニ設立セントスルノ説起リ數多ノ小病院ヲ興スト雖モ到底其效用ノ普及スヘカラザルヲ以テ遂ニ極端ニ走り一様廢止ノ論ヲ主張スルニ至レリ然レ共醫師ノ缺乏ハ中心常ニ憂慮スル所タルヲ以テ全廢ノ極論ハ其勝ヲ議場ニ制スルヲ能ハス去連地方理事者ニ於テモ十分ノ理由ヲ以テ原案ヲ維持スルヲ能ハサルカ故ニ病院ノ存廢増減ハ毎年變遷シテ歸著スル所ナシ是今日日本邦ニ於テ郡區醫ノ特ニ切要ナル所以ニシテ病院ノ如キハ一府縣一場若クハ二場ニ止メ普ク郡區醫ヲ配置シテ其病院ノ本務トセシ貧民救療ノ外更ニ死體檢案郡區內醫師藥舖產婆藥物等ノ取締ヲ兼帶セシメ傍ラ醫務衛生事務及ヒ醫事裁判上

ニ關スル審事者トシテ衛生吏員ヲ補助セシムルハ郡區ノ醫務衛生事務ハ略完全ナルヲ得ヘシ略

第三 ○全
文略

第四 衛生官ノ名稱ヲ設ケ衛生局ノ事務章程ヲ改定シ其經費増額ヲ要スルヲ略

之に依れば、衛生制度整備の第一は、地方衛生吏員を督察教導せしめる爲めに中央に衛生巡察使の如きものを置くこと、第二は、郡區醫を普く配置して醫師分布の不均衡を是正し、貧困者施療の外、死體檢案、郡區内の醫師・藥舖・産婆・藥物等の取締、醫事衛生事務、町村衛生委員の補助等を行はしめんとするものであつて、其の經費は國庫より補助すること、第三は、衛生官を設置して衛生局の事務章程を改定すること、此等が其の主要なるものであつたことが知られる。而して此の衛生官の設置については、十月二十四日內務省より更に上申して其の職制及び事務章程を詳細に示してゐるが、其の中に於いて特に貧困者の救済と救療に關して左の如く

「第三條 貧民救濟即チ無告貧民ノ救恤救濟諸院廠ノ設立郡區町村醫ノ配置等ニ關スル一切ノ事務ヲ整理ス之ヲ分テ左ノ數項トス

貧民救恤ノ方法○投産場、救育所○貧民施療院○郡區町村醫○施療施藥○癲狂院、盲院、聾啞院、白痴院○孤兒院、棄兒院」

と、救護機關と救療機關との設置を掲げてゐる。而して此等の施設及び他の衛生事務擴張の爲めに要する經費としては、癸の九月十一日の上申書に示すところに依れば

「衛生事務ニ係ル諸費概算

一 金四十八萬六千三百三十九圓八十一錢一釐

内 譯

第四節 政府の衛生行政と醫療保護策

第一項

金十一萬五千四百四十五圓

衛生檢視諸費

○但書略

第二項

金十二萬四千二百三十四圓七十二錢

○以下省略

と、總額四十八萬六千餘圓を要するといふのであつたが、衛生官設置の儀は採擇されず、且つ經費も約三分の一に削減されて、年々十五萬圓を別途支出することに決定なり、内務省へ此の旨同年十二月十二日左の如く指令があつた。

「上申ノ趣事務擴張ノ爲メ金十五萬圓年々別途下渡候條右金額ヲ以テ便宜施設可致尤本年度ハ下半年分可相渡事

但衛生官創置ノ儀ハ難聞届候事」

尙ほ同日、大藏省へも右金額支出方に關して

「衛生事務擴張ノ儀ニ付内務省上請ノ趣有之左ノ通及指令候條本年度ハ常用在金ノ内ヨリ金額渡方可取計此旨相達候事」といふ達があつたのである。

斯くて衛生行政事務の擴張が實現せられ、それに伴つて貧困者救療の方途も漸次講ぜられんとするの氣運を見ることとなつたのである。然るに、十八年八月内務省達に依り、衛生委員は廢止され、十九年より地方衛生課も廢止となつて衛生地方事務は警察部の管掌するところとなり、衛生のことはすべて警察官吏の一手に歸するに至つた。それが爲め、傳染病の豫防處置等に就いては取締上の効果はあつたとは云へ、中央の衛生機關たる衛生局は直ちに其の指導の下に動くべき手足を失ふに至り、一般衛生行政事務上勘からず支障を來たし、ひいては貧困者救療施策も亦等閑に附せらるゝ

の傾向を呈するに至つたものの如くである。尤も其の後、地方衛生事務は内務部に屬したが、二十六年十月に至り、復又地方警察部の管掌に歸するに至つてゐる。然しながら此の間、中央衛生行政は次第に内務行政の樞要なる地位を占めるに至り、明治十九年に於いては衛生局は衛生課と醫務課の二課に分れ、貧困者の救療は衛生課の管掌するところであつた。然し既に手足を失つた衛生局に多くを期待し得なかつたことはいふまでもない。左に明治十九年二月二十六日を以て勅令第二號に定められた各省官制中、内務省官制衛生局に關する部分のみを節録して参考に資することとする。

「内務省衛生局

第二十一條 衛生局ニ衛生課及醫務課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十二條 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、傳染病地方病豫防ニ關スル事項

二、檢疫停船規則施行ニ關スル事項

三、住所飲食並職業ニ關スル公衆衛生ノ事項

四、種痘及檢査ニ關スル事項

五、人體ノ衛生ニ關スル獸畜病豫防ノ事項

六、地方衛生會ニ關スル事項

七、貧民施療ニ關スル事項

第二十三條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、醫師藥劑師產婆ノ業務ニ關スル事項

二、地方病院ニ關スル事項

第四節 政府の衛生行政と醫療保護策

三、藥品並賣藥取締ニ關スル事項

四、屍體解剖ニ關スル事項

五、鑛泉取締ニ關スル事項

註 (1) 内閣記録局・法規分類大全 第一編 衛生門 衛生總(明二四・三)一二、三頁

(2) 東京醫事新誌 第四一號(明一一・一・四)二頁

(3) 秋田縣史 第五卷(大六・一〇)七頁

(4) 前掲法規分類大全 第一編 衛生門 衛生總 三七頁

(5) 中央衛生會ヨリ内務省ヘノ具申書(明一二・七)〔前掲法規分類大全 第一編 衛生門 衛生總 六四―五頁〕

(6) 同 一三一―五頁

(7) 前掲中央衛生會ヨリ内務省ヘノ具申書 〔六四―五頁〕

(8) 前掲法規分類大全 第一編 衛生門 衛生總 六三―四頁

(9) 同 一六頁

(10) 同 一九―二〇頁

(11) 同 二二頁

(12) 同 二二頁

(13) 同 二八―三〇頁

(14) 同 三三頁

(15) 同 三〇―一頁

(16) 同 三〇頁

(17) 同 二八頁

(18) 同 法令全書 明治十九年 一八一―九頁

(19) 同 法令全書 明治十九年 一八一―九頁

二 傳染病豫防制度の發達と貧困傳染病者救療制度

附 風土病としての脚氣病對策

中央衛生行政事務中に見られる貧困病者に對する一般醫療保護施策は、概ね前述の如くであるが、更に進んで傳染病豫防制度、並に之と關聯して貧窮民にして傳染病に罹れる者に對して特に講ぜられた保護救療施策について述べることにする。

貧困傳染病患者の保護救療に關する規程は、明治八年四月八日、太政官達第四十九號を以て「惡病流行ノ際貧困者救助方概則」が制定公布され、本概則によつて貧困斯病患者が救療されることとなつたことについては、前章に於いて些か關説した所であり、其の詳細は下卷各説に述べることとするが、此の第二期の時代に入るに及んで傳染病豫防制度の進展に伴ひ、貧困傳染病者救療の方途も夫々講ぜられるに至つてゐる。

先づ傳染病豫防制度發達の次第を觀るに、明治十年初秋よりコレラ病が大流行したので、其の豫防禁遏策として、此の年八月二十七日、内務省達乙第七十九號を以て「虎列刺病豫防法心得」を定めて豫防に努め、越えて十二年六月二十七日、太政官布告第二十三號「虎列刺病豫防假規則」を公布して之を改めたが、其の第十一條、第十八條、第二十三條に於いて夫々貧困コレラ患者の救護、救療に關することを規定して、豫防救治を容易ならしむるところがあつたのである。蓋しコレラ病に限らず、傳染病の如きは、貧困者に多く罹患者を見出し、それが最大の媒介者となるを以て、此等貧困斯病患者に對して特に救護救療の施策を講ずる必要があつたわけである。殊に此の年八月 明治天皇に於かせられたことは、連年のコレラ病流行に關していたく宸襟を惱ませ給ひ、長くもコレラ病豫防救治に關する 御沙汰を賜はつたことは、貧困斯病者救恤救療制度の整善に、政府をして大いに意を用ひさせるに至つたものの如くである。本 御沙汰を謹記するに